

いのちのとりで裁判に対する最高裁判所判決を受けて

2025 年 7 月 4 日

特定非営利活動法人

大阪医療ソーシャルワーカー協会

2013 年 8 月から 3 回に分けて実施された生活扶助基準の引下げに対して、生活保護利用者が保護費減額処分の取消し等を求めた裁判（いのちのとりで裁判）において、6 月 27 日最高裁判所第三小法廷は厚生労働大臣による基準引下げの違法性を認め、保護費の減額処分を取り消す判決を言い渡した。

この裁判は全国 29 都道府県で提訴され、今回の判決はそのうち大阪と愛知で提訴された上告審にかかるものである。各地の裁判でも判断が分かれており、最高裁判所が統一的判断において基準引き下げの違法性を指摘し、減額処分を取り消す判断を示した意義は大きい。

本判決においては、生活扶助の老齢加算廃止が争われた 2012 年 4 月 2 日の最高裁判決等で示された判断枠組に沿って、基準額の決定においては、統計などの客観的数値との合理的関連性、専門的知見との整合性を検討すべきと指摘した。国が引き下げの根拠とした「デフレ調整」は物価変動率のみを指標としたものであるが、判決においては、その合理性や専門的知見との整合性、また、それまでの水準均衡方式との連続性について国の説明は不十分であり、基準部会の検討を経ていないなど合理性があるとは認められないとした。その観点から、基準額引き下げの決定の過程及び手続きには、過誤、欠落があると述べて、物価変動率のみを指標として用いたのは、裁量権の範囲の逸脱、または濫用があり、生活保護法 3 条及び 8 条 2 項に違反しており違法であると断じた。

一方で、ゆがみ調整についてはその合理性を認め、また、賠償請求については国家賠償法で定めるところの違法はなかったとして却下した。

生活保護制度は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法 25 条 1 項、生活保護法 3 条）を保障するものであるが、その基準は、その時々を経済状況、社会状況により変わるものであり、それゆえに基準額改定は不可欠な作業である。本判決は、改定手続きに求められる原則を明確化しており、また、改定の検討にあたりいかなる指標を用いるべきかにも言及している。社会保障抑制の流れに沿って、医療保険・年金などでも制度見直しが進められる中、行政の取り組みに一定のハードルを設けたとも言え、人権擁護の観点からも大きな意義のある判決と言えよう。

2013 年以降の改定によりさまざまな苦難に陥ったなかで勇気を奮って原告団に加わった生活保護利用者の方々、弁護団・支援者の方々には深く敬意を表したい。また、国においては、本判決の求めるところに鑑みて、すべての生活保護利用者に対し支払われるべきであった差額の保護費を遡及支給することで他で継続している同種裁判を早期に終結させるとともに、諸物価高騰の折、透明性が担保された手続きにより速やかに基準額改定を図り、生活保護受給者が健康で文化的な生活を送れるよう取り組まれることを求めたい。あわせて、2018 年 5 月に国連人権理事会による特別報告において指摘されたことを踏まえて、社会保障制度を維持していくよう要請する。